

# 運 営 規 程

## 第1章 総 則

**第1条（名 称）** この事業所は、今井苑（以下「苑」という）といたします。

**第2条（事業所の所在地）** この事業所を東京都青梅市今井2丁目1 1 1 1 番地1号に置きます。

## 第2章 施設の目的及び運営方針

**第3条（目 的）** この規程は、苑の指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所（空床型）・指定介護予防短期入所生活介護事業所（空床型）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、居住者・利用者の生活の安定及び生活の充実・発展ならびにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

**第4条（運営方針）** 苑の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画および栄養ケア計画に基づき、居住者の日常生活の介護、相談・援助、機能訓練、健康管理等を行うことにより、居住者が地域社会の一員として、その有する能力に応じて自立し、発展し、安定した日常生活をすごせるよう援助することを目的とします。

2 苑の指定短期入所生活介護事業所または、指定介護予防短期入所生活介護事業所は居宅サービス計画および栄養ケア計画または、介護予防サービス計画に基づき、利用者の日常生活の介護、相談・援助、機能訓練、健康管理等を行うことにより、利用者の心身機能の維持、発達を図り、可能なかぎりその居宅において、地域社会の一員として安定した日常生活をすごせるよう援助するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、安定した社会生活がおくれるよう援助することを目的とします。

## 第3章 職員の職種、員数及び職務内容

**第5条（職員の職種、員数）** 苑は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を次のとおり配置するものとします。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとします。

- (1) 施設長（常勤）1名
- (2) 医師（非常勤）2名
- (3) 生活相談員（常勤）1名
- (4) 介護職員（常勤換算）23名
- (5) 看護職員（常勤換算）4名
- (6) 管理栄養士（常勤）1名
- (7) 機能訓練指導員（常勤）1名
- (8) 介護支援専門員（常勤）1名
- (9) 事務員（常勤）3名
- (10) 調理員（委託）

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができます。

3 職員に係る「専従」の要件は特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する

時間帯において適用されるものであり、それ以外の時間帯における職員の地域貢献活動実施等をも制限するものではありません。

**第6条（職務内容）** 職員は苑の設置目的を達成するため、必要な職務を行います。

- 2 施設長は、苑の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。
- 3 医師は、居住者・利用者の診察、健康管理、保健衛生指導及び疾病に応じた療養食等の栄養摂取指導に従事します。
- 4 生活相談員は、居住者・利用者の生活相談、生活援助、面接、身上調査及び処遇の企画並びに実施、事故苦情処理、個人情報保護の取扱い、居住者・利用者の家族の各種相談及びボランティアの受け入れ並びに調整等の業務に従事します。
- 5 介護職員は、居住者・利用者の日常生活の介護、援助、相談及び家族との連携等の業務に従事します。
- 6 看護職員は、居住者・利用者に対する医師の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理、指導等の業務に従事するほか、栄養ケア計画にもとづく摂取状況の食事形態把握に従事します。  
当日待機にあたった看護職員は、通常業務終了から翌朝早出職員の出勤時間まで待機の業務に従事します。
- 7 管理栄養士及び栄養士は、居住者・利用者個々の身体状態にもとづいて、医師の発行する食事箋の指示に従い、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の給食業務全般並びに、居住者・利用者の栄養指導、家族からの食事相談等の業務に従事します。
- 8 機能訓練指導員は、居住者・利用者の機能回復及び機能低下を予防する業務に従事します。
- 9 介護支援専門員は、居住者の施設サービス計画の作成をするほか、栄養ケア計画の作成に協働従事及び利用者の短期入所生活介護計画作成及び栄養ケア計画作成の協働業務に従事、または、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
- 10 調理員（委託調理員）は、給食業務に従事します。
- 11 事務員は、庶務及び会計事務に従事します。

#### 第4章 利用定員

**第7条（定員）** 苑の指定介護老人福祉施設の定員は、80名とします。

- 2 苑の指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所（空床型）の利用定員は8名とします。

#### 第5章 居住者・利用者に対する介護の内容、利用料及びその他の費用の額

**第8条（施設サービス計画・居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成）** 介護支援専門員は、居住者並びに相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者に対する介護計画の原案を作成するとともに、居住者・利用者または家族に対してわかりやすく説明し、同意をえるものとします。

- 第9条（サービスの提供）** 苑は、介護サービスの提供に当たっては、居住者・利用者またはその家族に対して必要な事項について理解されるよう、親切ていねいに説明します。
- 第10条（サービス提供の記録と連携）** 苑は【施設サービス計画書】【居宅サービス計画書】【介護予防サービス計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の居住者・利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとします。
- 第11条（居室）** 苑が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとします。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望及び居室の空所状況等により、苑側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとします。
- 第12条（入浴）** 1週間に2回以上行います。ただし、居住者・利用者に伝染性疾患やその疑い、または入浴が悪化をもたらす疾患があると医師等が判断するときは、これに代えて清拭等を行います。
- 第13条（排泄）** 居住者・利用者の心身の状況に応じて、プライバシーを尊重し、人権に配慮し排泄介助を行います。
- 2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適時取り替えるものとします。
- 第14条（離床・着替え・整容等）** 居住者・利用者の心身の状況に応じて、離床、着替え、整容等の介護を行います。
- 第15条（食事等の提供）** 苑は、居住者・利用者の栄養状態を把握し医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員が共同して、栄養ケア計画を作成し、その計画にもとづいて栄養管理を行い、定期的に状況を評価して計画を見直すなど、常に適正な食事等を提供します。
- 2 療養食の提供については、医師の発行する食事箋にもとづいて、告示で定める療養食に対して適切な栄養量を提供します。
- 3 経管栄養については、医師の指示にもとづいて、経口摂取に移行する方向で検討を重ねることとし、その体制構築に努めていきます。
- 4 食事の時間はおおむねつぎのとおりとします。
- 朝食 午前7時45分より  
昼食 正午より  
夕食 午後5時00分より
- 5 居住者・利用者からあらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。
- 6 あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとなりますが、食費は日額で定めた額をご負担いただきます。
- 7 居住者・利用者の心身の状況に応じて、必要とする栄養所要量を確保できるように、必要とする食事介助、援助を行います。
- 8 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を希望者に提供します。
- 第16条（栄養管理）** 苑は、利用者に対し、年齢や心身の状況に応じて適切な内容の食事を提供する。
- 2 職員は、栄養マネジメント等を用いて低栄養状態を予防・改善するため多職種で共同

して個人別に最適な栄養状態の管理やケアを行う。

**第17条（口腔ケア）** 苑は、利用者に対し、年齢や心身の状況に合わせた口腔関連のケアを実施する。

**第18条（送迎）** 苑は、居住・利用予定者の入居時及び居住者・利用者の退苑時には、その希望、状況に応じて送迎を行います。

2 希望により送迎を行う地域は、原則としてつぎのとおりとします。

青梅市を含む東京都下地区、埼玉県飯能市、入間市

**第19条（相談・援助）** 苑は、常に居住者・利用者の心身の状態等の適確な把握に努め、居住者・利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な援助等を行います。

**第20条（社会生活上の便宜の供与等）** 苑は、居住者・利用者の日常生活を営むうえで必要な行政機関等に対する手続きについて、その家族が行うことが困難な場合、本人または家族の同意を得て代行します。また、居住者・利用者から直接依頼があった場合は、家族にその旨連絡し、了解を得たうえで代行します。ただし、緊急を要する場合は、事後、速やかに連絡し、了解を得ることとします。

2 居住者・利用者の日常生活を文化的にも精神的にも豊かなものにするため、行事、レクリエーションを適時行うよう努めます。

**第21条（健康保持）** 苑は、居住者・利用者の健康状態に注意を払い、日常的に健康を維持するため適切に対応し、必要に応じてその記録を保存します。

2 定期健康診断は毎年1回実施します。

3 インフルエンザ予防接種については、毎年10月頃実施します。

4 肺炎予防ワクチンについては、身体状況に応じて施行します。

5 上記の3項及び4項については、本人または家族の承諾を得て実施します。

**第22条（機能訓練）** 苑は、居住者・利用者の心身の状態に応じて、日常生活を送るうえで必要な機能を回復し、あるいは機能の減退を防ぐために必要なリハビリテーションを行います。

**第23条（入院期間中の取扱い）** 苑は、居住者が病院等に入院する必要がある場合で、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれる時は、本人及び家族の希望等を配慮し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、苑に円滑に戻れるようにします。

**第24条（事故発生時の対応）** 苑は、居住者・利用者に対する介護サービスを提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに家族、保険者等に連絡を行うとともに、必要な対処を敏速に行います。

2 苑は、その事故が賠償すべき事故である場合は、損害賠償を誠実かつ速やかに行います。

**第25条（利用料）** 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスに係わる費用の1割（2割または3割）、食事負担額及び居住費用相当額並びに日常生活等（別紙2に定める）に要する費用の合計額とします。

#### 【所得要件・資産要件について】

第1段階：生活保護受給者、世帯全員が市町村税非課税である老齢福祉年金受給者  
所得要件かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下

第2段階：世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額80万円  
以下所得要件かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下

第3段階①：世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が80万円  
超120万円以下所得要件かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）  
以下

第3段階②：世帯全員が市町村民税非課税で年金収入金額＋合計所得金額が120万超  
所得要件かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下

第4段階：世帯に課税者がいる者、本人が市町村民税課税者で預貯金等が基準額を  
超過

- 2 指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護サービスに係わる費用の1割、食事負担額及び居住費相当負担額、送迎に要する費用及び日常生活費として別に定める額の合計額とします。
- 3 居住者・利用者が特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合並びに生活保護費を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとします。
- 4 居住者の利用料は暦月によるものとし、当月分の利用料の合計額を翌月末日までに支払うものとします。
- 5 利用者の利用料は利用の期間ごととし、利用料の合計額を利用終了時に支払うものとします。
- 6 支払いについては、振込み、居住者・利用者の預金口座からの自動引き落とし、または、現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は、居住・利用開始時に苑と居住者・利用者と相談のうえ決定します。

### 第6章 利用にあたっての留意事項

**第26条（日課の尊重）** 居住者・利用者は、健康と日常生活の安定のため、苑が定めた日課をできるだけ尊重し、他の居住者・利用者との共同生活が円満におこなわれるよう配慮して生活することとします。

**第27条（外出及び外泊）** 居住者・利用者は外出または外泊しようとするときは、原則としてその都度、苑に行き先、帰苑日時等を連絡するものとします。

**第28条（面会）** 居住者・利用者は外来者と自由に面会できます。ただし、特に必要がある場合、苑は、居住者・利用者及び家族と相談のうえ、面会の場所及び時間を指定することができます。

**第29条（健康留意）** 居住者・利用者は健康に留意し、健康診断を積極的に受けるなど、疾病の予防に努めます。

**第30条（衛生保持・管理）** 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け又苑に協力するものとする。

2 苑は施設内で感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策検討委員会を、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知する。又指針の整備・研修及び訓練を実施する。

（2）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

**第31条（苑内禁止事項）** 居住者・利用者は苑内でつぎの行為をしてはなりません。

（1）他の居住者・利用者に著しく迷惑をかけること。

（2）指定した場所以外で火気を用い、喫煙、自炊等を行うこと。

**第32条（損害賠償）** 居住者・利用者は、故意または過失によって苑の設備及び備品に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または現状に回復しなければなりません。

## 第7章 緊急時における対応方法

**第33条（緊急時等の対応）** 苑は、現に施設サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定める協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。

## 第8章 非常災害対策

**第34条（災害、非常時への対応）** 苑は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等の必要な設備を災害・非常時に備えて設けます。

2 苑は消防法令に基づき、非常災害時に対して、具体的な消防計画等の防火計画を立て、消火及び通報訓練を月1回実施するものとする。また、職員及び居住者・利用者が参加する避難誘導訓練を年2回以上実施します。

**第35条（事業継続計画の策定等）** 苑は感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、事業継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

2 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

## 第9章 その他の運営についての重要事項

**第36条（営業日）** 苑の申し込み受付け等の営業日、営業時間はつぎのとおりとします。

（1）営業日 年中無休

（2）営業時間 午前9時から午後5時

**第37条（利用資格）** 苑の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護の利用資格があり、苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその法令により入所できる者としてします。

**第 38 条（内容及び手続きの説明及び同意、契約）** 苑の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程、重要事項説明書及び契約書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとします。

**第 39 条（身体拘束等）** 苑は、利用者の身体拘束は行いません。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「身体拘束に関する同意書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができます。

**第 40 条（施設・整備）** 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議のうえ決定するものとします。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとします。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとします。

**第 41 条（秘密の保持）** 苑は、職員及び職員であった者に、業務上知りえた居住者・利用者及び家族の秘密を外部にもらすことがないように、就業規則及び誓約書にその旨を明記するなど必要な措置をとります。

**第 42 条（個人情報の取り扱い）** 居住者・利用者の個人情報の取り扱いについては、原則として開示できないこととしますが、特に家族等関係者の確認ができる場合についてのみ開示できるものとします。

2 居住者・利用者の個人情報を文書で開示を求められた場合は、苑が定める「個人情報保護規程」にもとづいて、所定の手続きを行ったのちに開示の交付を行うものとします。

**第 43 条（苦情処理）** 苑は、居住者・利用者及びその家族などより苦情を寄せられた場合は、ただちにその事実関係を調査し、その改善方策を検討するとともに、その結果を苦情申立者に報告し、あわせて可能な改善に着手します。

**第 44 条（虐待防止）** 管理者は虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとし、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

2 苑では、虐待防止検討委員会を設けます。その責任者は管理者とします。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。

4 職員は年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員に周知すると共に、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

**第 45 条（身体拘束等の禁止）** 苑のサービス提供にあたっては、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 苑は身体的拘束などの適正化を図るための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開

催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知する。又指針の整備・定期的な研修を実施する。

**第46条（研修の受講）** 苑は、介護に直接係る職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。又職員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時

**第47条（規程の掲示）** 苑は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示します。書面での掲示に加え、インターネット上（ホームページまたは情報公表システム等）に掲載・公表を行います。

## 第10章 雑 則

**第48条（委任）** この規程に定めるもののほか、必要な事項については、法人理事長が定めます。

**第49条（改正）** この規程の改正は、法人理事会の議決により行います。

（付 則）この規程は、平成12年 4月 1日から施行します。

- (1) 平成15年 9月26日一部改正、平成15年10月11日から施行します。
- (1) 平成16年 3月26日一部改正、平成16年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成17年 3月30日一部改正、平成17年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成17年 9月28日一部改正、平成17年10月 1日から施行します。
- (1) 平成18年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成19年11月27日一部改正、平成19年12月 1日から施行します。
- (1) 平成20年 5月 1日から施行します。
- (1) 平成24年 3月27日一部改正、平成24年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成26年 3月24日一部改正、平成26年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成27年 3月26日一部改正、平成27年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成28年11月26日一部改正、平成28年12月 1日から施行します。
- (1) 平成29年 3月28日一部改正、平成30年 4月 1日から施行します。
- (1) 平成30年12月12日一部改正、平成31年 1月 1日から施行します。
- (1) 令和 1年10月 1日から施行します。
- (1) 令和 3年 3月24日一部改正、令和3年 4月 1日から施行します。
- (1) 令和 3年 7月25日一部改正 令和3年 8月 1日から施行します。
- (1) 令和 4年 10月1日一部改正 令和4年10月 1日から施行します。
- (1) 令和 5年 5月29日一部改正 令和5年 6月 1日から施行します。
- (1) 令和 6年 3月 18日一部改正 令和6年 4月 1日から施行します。

2 第16条第2項の東京都下地区とは、別紙1の地域とします。

3 第23条第2項の指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所介護事業所の介護サービスに係わる費用の一割、食事負担額及び居住費相当負担額に要する費用は別紙2とします。

4 第23条第1項の日常生活等に要する費用は別紙3とします。

## [別 紙 1]

社会福祉法人青芳会今井苑 短期入所生活支援事業における「通常の送迎の実施地域」のうち、東京都下地区とは、下記のとおりとする。

市 町 村 名
八王子市
立川市
青梅市
昭島市
福生市
東大和市
武蔵村山市
羽村市
あきる野市
西多摩郡瑞穂町
西多摩郡日の出町
西多摩郡檜原村
西多摩郡奥多摩町

## [ 別 紙 2 ]

### 指定介護老人福祉施設

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	629円	1,258円	1,887円
要介護2	704円	1,408円	2,112円
要介護3	782円	1,564円	2,346円
要介護4	856円	1,712円	2,568円
要介護5	930円	1,860円	2,790円

1割負担：以下にあてはまらない方

2割負担：本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

3割負担：本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯463万円以上

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が80%配置されていること。 勤続10年以上介護福祉士35%以上配置。	1日あたり自己負担額	23円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が60%配置されていること。	1日あたり自己負担額	19円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護福祉士が50%配置されていること。 常勤介護職員が75%以上 勤続7年以上が30%以上	1日あたり自己負担額	6円

※上記条件該当した場合いずれかひとつを算定されます

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況などに係る基本的な情報のほかに疾病の状況を厚生労働省に提出（3月に1回の頻度）していることで算定されます。	1月あたり自己負担額	53円
----------------	---	------------	-----

安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されていると算定されます。	入所時に1回あたり自己負担額	21円
----------	---	----------------	-----

初期加算	入所後及び30日を超える入院後に再入所した場合に30日を限度に加算されます。	1日あたり自己負担額	32円
------	--	------------	-----

若年性認知症加算	65歳未満の若年性認知症と診断されたご入居者に対して算定されます。 1日あたりの自己負担額	128円
配置医師緊急時対応加算	配置医師が早朝・夜間又は深夜に施設に訪問し（早朝・夜間及び深夜除く） 入居者の診療を行った場合	367円 (早朝・夜間) 694円
	1回あたりの自己負担額	(深夜) 1388円
精神科医師定期的療養指導加算	認知症である利用者が全入居者の1/3を占め精神科を担当する医師による 定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合 1日あたり自己負担額	6円
特別通院送迎加算	透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等 やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎 を行った場合 1月あたり自己負担額	634円
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援の為に必要な医学的評価を入所時に行い、3 月に1回医学的評価の見直しを行い、支援計画などの策定に参加した場合 に算定されます。医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ご とに支援計画の見直しをしているときに算定されます。1月あたり自己負 担額	299円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善の為に加算。介護保険で利用している金額の総合計の14%が加算さ れます。 1月あたり自己負担額	利用月 により変動
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の処遇改善の為に加算。介護保険で利用している金額の総合計の13.6%が加算 されます。 1月あたり自己負担額	利用月 により変動
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員の処遇改善の為に加算。介護保険で利用している金額の総合計の11.3%が加 算されます。 1月あたり自己負担額	利用月 により変動
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員の処遇改善の為に加算。介護保険で利用している金額の総合計の9%が加算 されます。 1月あたり自己負担額	利用月 により変動
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対し 口腔ケアに関する指導・助言を年2回以上行っている。 1月あたり自己負担額	96円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	口腔衛生の管理にかかる計画内容などの情報を厚生労働省へ提出し、その実 施にあたって必要な情報を共有している。 1月あたり自己負担額	117円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練を実施している利用者に対し、個別機能訓練計画の内容を厚生 労働省に提出し機能訓練の実施にあたって機能訓練の適切かつ実施の為に 必要な情報を活用することで算定できます 1日あたり自己負担額	21円

ADL 維持加算（Ⅰ）	Barthel Index を適切に評価できるものが測定し厚生労働省に提出し算定 できます。 1日あたり自己負担額	32円
ADL 維持加算（Ⅱ）	Ⅰを満し、ADL 値を平均して得た値が3以上である場合算定できます。 1日あたり自己負担額	64円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡の発生のリスクのあるリスクについて施設入所時などに評価し、少なく とも三月に 1 回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し褥瘡管理に情 報を活用することで算定できます。 1月あたり自己負担額	3円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	施設入所時の評価、褥瘡の発生するリスクがあるとされた方について褥瘡の 発生がないこと。 1月あたり自己負担額	14円

日常生活継続支援加算	① 算定日の半年間または1年間における新規入所者の総数のうち、介護度 4もしくは5の者の割合が70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以 上の割合が65%以上であること。または、入所者の15%以上医療行 為が必要な入所者がいること ② 介護福祉士を常勤換算で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに 1名以上配置していること 1日あたりの自己負担額	38円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤看護師1名以上配置 1月あたり自己負担額	5円
看護体制加算（Ⅱ）	①看護師を常勤換算で4人以上（80床）あたり）配置。 ②当該事業所又は病院等の看護職員との連携により24時間の連絡体制を 確保していること。 ①・②該当していることにより算定。 1月あたり自己負担額	9円

排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種協働にて支援計画を作成、計画に 基づき実施し、六月に1回、評価を行い、結果を厚生労働省に提出し情報を 活用する。 1月あたり自己負担額	11円
排せつ支援加算（Ⅱ）	Ⅰの要件を満し要介護状態の軽減が見込まれる者に対し、入所時より改善 が見られると共に悪化がない「または」おむつ使用から使用なしに改善して いる時に算定できます。 1月あたり自己負担額	16円
排せつ支援加算（Ⅲ）	Ⅰの要件を満し要介護状態の軽減が見込まれる者に対し、入所時より改善 が見られると共に悪化がない「かつ」おむつ使用から使用なしに改善してい る時に算定できます。 1月あたり自己負担額	21円
外泊時費用	一ヶ月中6日間算定（但し月をまたがる継続外泊に関しては、最大12日 までとなります）。 1日あたり自己負担額	263円

夜勤職員配置加算（Ⅰ）	夜勤を行う職員が4人以上の場合算定できます。 1日あたりの自己負担額	14円
-------------	------------------------------------	-----

栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を1人以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄 養ケア計画に従い、入所者ごとに食事の調整を実施する。また、その情報を 厚生労働省へ提出し算定できます。 1日あたりの自己負担額	12円
----------------	---	-----

療養食加算	医師の指示による療養食を提供した場合に算定できます。 1食あたり自己負担額	6円
看取り介護加算Ⅰ	医師による終末期との診断があり、看取り介護計画を作成し、看取り介護を行った場合に、死亡日以前45日を限度に算定できます。	
看取り介護加算Ⅰ 1	死亡日以前31日～45日	1日あたり自己負担額 77円
看取り介護加算Ⅰ 2	死亡日以前4日～30日	1日あたり自己負担額 154円
看取り介護加算Ⅰ 3	死亡日前日、前々日	1日あたり自己負担額 726円
看取り介護加算Ⅰ 4	死亡日	1日あたり自己負担額 1367円

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定医療機関との連携及び感染対策に関する研修又は訓練に年1回参加した場合に算定できます。1月あたり自己負担額	9円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策の要件を満たした医療機関3年に1回以上実地指導を受けることで算定できます。1月あたり自己負担額	5円

業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算。	
-------------	---	--

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	
----------------	--	--

身体拘束廃止措置未実施減算	身体拘束の実施またはその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	
---------------	--	--

認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	①認知症割合2分の1以上、②認知症に関する研修を修了した者を1名以上配置し、複数の介護職員のチームを組んでいる。③認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。④認知症ケアの定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。1月あたり自己負担額	160円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の①、③及び④に掲げる基準に適合。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、複数の介護職員のチームを組んでいる。1月あたりの自己負担額	128円

退所時栄養情報連携加算	厚労省が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者に、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として算定する。	75円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認された。見守り機器のテクノロジーを複数導入。職員間の適切な役割分担の取組、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。	107円

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。	11円
----------------	---	-----

協力医療機関連携加算（Ⅰ）	①入所者の病状が急変した場合など、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。 ②施設から診療を求められた場合、診療を行う体制を常時確保する。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則受け入れる体制を確保していること。 算定要件としては、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催していること。 1月あたりの自己負担額	107円 (令和6年度) 54円 (令和7年度)
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	それ以外の場合	5円

## （2）食費の1日当たり負担額

内容	食材費	調理費	計
朝食	213円	230円	446円
昼食	362円	230円	592円
夕食	277円	230円	507円
計	855円	690円	1,545円

ただし、食費の負担は1日当たりとして負担するものとする。

## （3）年金所得段階別の居住費と食費の自己負担額（日額）

所得段階区分	居住費	食費	計	補足給付額
第1段階 (生活保護受給者)	0円	300円	300円	1,450円
第2段階 (世帯非課税で年金80万円以下の者)	370円	390円	760円	990円
第3段階① (世帯非課税で年金80万円以上120万円以下の者)	370円	650円	1,020円	730円
第3段階② (世帯非課税で年金120万円以上の者)	370円	1,360円	1,730円	20円
第4段階 (上記以外の者)	855円	1,545円	2,300円	0円

※令和6年8月より、基準費用額（居住費）が60円/日引き上げる。

指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所介護事業所

(1) 介護費(1日当たりの自己負担額)

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	488円	976円	1,464円
要支援2	608円	1,216円	1,824円
要介護1	653円	1,306円	1,959円
要介護2	728円	1,456円	2,184円
要介護3	807円	1,614円	2,421円
要介護4	883円	1,766円	2,649円
要介護5	957円	1,914円	2,871円

1割負担：以下にあてはまらない方

2割負担：本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

3割負担：本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯463万円以上

機能訓練配置加算	機能訓練指導員を配置している場合の1日当たりの自己負担額	13円
----------	------------------------------	-----

看護体制加算Ⅰ	常勤看護師1名以上配置の1日当たりの自己負担額	6円
看護体制加算Ⅱ	①看護師を常勤換算で4人以上(80床あたり)配置 ②当該事業所又は病院等の看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保していること ①・②該当していることにより1日当たりの自己負担額	9円
療養食加算	療養食を提供した場合の1食あたりの自己負担額	9円
看取り連携体制加算	看護職員の体制確保や対応方針を定め、サービス提供した場合。1日当たりの自己負担額	69円
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員が4人以上で算定1日あたり自己負担額	14円
	上記に加えて夜間帯通じて喀痰吸引等の実施が出来る看護職員・介護職員が配置されている場合	16円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されていること。勤続10年以上介護福祉士35%以上1日当たりの自己負担額	24円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が70%以上配置されていること。1日当たりの自己負担額	19円

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士が50%以上配置されていること。常勤職員が75%以上配置されていること。勤続年数7年以上の者が30%以上配置されていること。1日あたりの自己負担額	7円
---------------------	--	----

送迎加算	送迎を利用された場合に算定1回あたり自己負担額	199円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価結果を、歯科医療機関及びケアマネに対し情報提供した場合、1月に1回に限り加算する。また、歯科衛生士が従業員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	54円
若年性認知症利用者受け入れ加算	65歳未満の若年性認知症と診断されたご入居者に対して算定されます。1日あたりの自己負担額	130円
在宅中重度者受け入れ加算(1)	看護体制加算Ⅰを算定している場合 1日あたりの自己負担額	456円
在宅中重度者受け入れ加算(2)	看護体制加算Ⅱを算定している場合 1日あたりの自己負担額	452円
在宅中重度者受け入れ加算(3)	看護体制加算Ⅰ・Ⅱのいずれも算定している場合 1日あたりの自己負担額	447円
在宅中重度者受け入れ加算(4)	看護体制加算Ⅰ・Ⅱのいずれも算定していない場合 1日あたりの自己負担額	460円

利用者が利用している訪問看護事業所と委託契約を結び、健康用の管理等を行わせた場合に算定されます。

認知症緊急対応加算 (7日を限度)	緊急に医師が認知症の行動・心理症状で入所が必要と判断しその日または翌日に利用開始した場合に限り7日間算定される。1日あたりの自己負担額	97円
認知症専門ケア加算	施設における利用者の総数の内、介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な研修を修了した介護職員がチームとして専門的な認知症ケアを実施している場合、1日あたりの自己負担。	3円
	上記に加え研修計画を作成し、実施している場合の1日の自己負担額	4円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善の為の加算。介護保険で利用している金額の総合計の14%が加算されます。 1月あたり自己負担額	利用月により変動
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の処遇改善の為の加算。介護保険で利用している金額の総合計の13.6%が加算されます。 1月あたり自己負担額	利用月により変動
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員の処遇改善の為の加算。介護保険で利用している金額の総合計の11.3%が加算されます。 1月あたり自己負担額	利用月により変動
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員の処遇改善の為の加算。介護保険で利用している金額の総合計の9%が加算されます。 1月あたり自己負担額	利用月により変動

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認された。見守り機器のテクノロジーを複数導入。職員間の適切な役割分担の取組、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。	107円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う。見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。	11円

業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算。
-------------	---

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又は再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
----------------	--

身体拘束廃止措置未実施減算	身体拘束の実施またはその再発を防止するための必要な措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
---------------	--

長期生活長期利用者提供減算 (31日~60日)	連続して30日を超えて60日までの間、同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対して、1日30単位の減算 長期利用の適正化として、連続して61日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者に対して、介護サービス費の単位数と同単位数を減算
----------------------------	--

## (2) 食費の1日当たり負担額

内容	食 材 費	調 理 費	計
朝 食	216円	230円	446円
昼 食	362円	230円	592円
夕 食	277円	230円	507円
計	855円	690円	1,545円

ただし、食費の負担は1食当たりとして負担するものとする。

## (3) 居住費

居住費	1日あたり自己負担額	855円
-----	------------	------

「多床室」のみの為、「光熱水費」相当のみ負担するものとする。

(4) 年金所得段階別の居住費と食費の自己負担額（日額）

所得段階区分	居住費	食費	計	補足給付額
第1段階 (生活保護受給者)	0円	300円	300円	1,450円
第2段階 (世帯非課税で年金80万円以下の者)	370円	600円	970円	1,330円
第3段階① (世帯非課税で年金80万円以上120万円以下の者)	370円	1,000円	1,370円	380円
第3段階② (世帯非課税で年金120万円以上の者)	370円	1,300円	1,670円	80円
第4段階 (上記以外の者)	855円	1,545円	2,300円	0円

※令和6年8月より、基準費用額（居住費）が60円/日引き上げる。

【所得要件・資産要件について】

- 第1段階：生活保護受給者、世帯全員が市町村税非課税である老齢福祉年金受給者  
所得要件かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
- 第2段階：世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額80万円以下  
所得要件かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下
- 第3段階①：世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が80万円超120万円以下所得要件かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下
- 第3段階②：世帯全員が市町村民税非課税で年金収入金額＋合計所得金額が120万超  
所得要件かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下
- 第4段階：世帯に課税者がいる者、本人が市町村民税課税者で預貯金が基準額を超過

## [ 別 紙 3 ]

### 基本生活品費

基本生活品費は実費、パックよりお選び下さい。また、基本生活用品をご自身で支度頂くことも可能です。ただし、一度に保管できる量には限りがありますのでご相談ください。

#### I：利用品目ごとのお支払いをご希望の方

品名	単位	単価	備考
歯ブラシA	本	128円	レギュラー
歯ブラシB	本	280円	軟毛
歯ブラシC	本	350円	豚毛
入れ歯用歯ブラシ	本	498円	
歯磨き粉	本	198円	
マウスウォッシュ	本	380円	
入れ歯洗浄剤	箱	798円	
入れ歯ケース	個	198円	
入れ歯安定剤	本	1450円	
ウェットティッシュ	箱	298円	
ティッシュペーパー	箱	80円	
ハンドクリーム	本	1480円	
ベビーオイル	本	980円	
吸い飲み	個	980円	
コップ	個	280円	
ヘアブラシ	本	180円	
綿棒	箱	180円	
寝ぐせ直しウォーター	本	480円	
その他の日用品	個	原価相当額	
嗜好飲料（フロア提供飲料除く）	1日	50円	
預かり金・立て替え金管理料	1日	50円	年金管理者のみ
クラブ等趣味的活動	都度	実費相当額	
片道2km以上の買い物	都度	片道5kmごと1000円	

金額については、品物の変更や仕入れ価格の変更により予告なく変更される場合があります。

## Ⅱ：基本生活品パック

### Aパック

1日あたりの金額	内容
180円	(私的な日用品) 歯ブラシ・入れ歯用歯ブラシ・歯磨き粉・マウスウォッシュ 入れ歯洗浄剤・入れ歯ケース・入れ歯安定剤・吸い飲み・コップ等

### Bパック

1日あたりの金額	内容
120円	(私的な日用品) ウェットティッシュ・ティッシュペーパー・ハンドクリーム ム・ベビーオイル・ヘアブラシ・綿棒・寝ぐせ直しウォーター等

※パックの基本生活物品は、個人で必要な量をお使い頂けます。ただし、施設内での利用に限ります。

### 嗜好飲料パック

1日あたりの金額	内容
50円	数種類のお飲み物より、選択いただき提供致します。 ただし、フロアー提供飲料は除きます。

※パックをご利用の方で、入院・外泊した場合は、入院日及び外泊日当日、並びに退院日及び帰苑日当日を含め、利用日数に応じた日割り計算となります。なお、基本生活品パックを頂かない期間については、自己負担となりますのでご了承ください。